

「観光施設における心のバリアフリー認定制度」

申請マニュアル

令和6年3月1日

観光庁

改訂履歴

版数	日付	主な改訂内容
Ver.1.0	令和 6 年 2 月 28 日	初版

第1章	はじめに.....	3
第2章	認定制度について	4
第3章	申請書類	6
第4章	新規申請について	7
第5章	認定後の手続きについて.....	8

第1章 はじめに

この申請マニュアルは、観光施設における心のバリアフリー認定制度要綱（令和2年12月24日付観産第1564号）に基づき、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」（以下「認定制度」という。）に係る認定申請等を行う方を対象として、申請書類や申請手続きについて説明をしたものです。

観光施設における心のバリアフリー認定制度ウェブサイト

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/innovation_00001.html>



第2章 認定制度について

1. 認定制度の創設趣旨

本認定制度は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）改正（令和2年6月施行）に伴い、令和2年12月に創設されました。本認定制度では観光施設のさらなるバリアフリー対応とその情報発信を支援し、高齢者や障がい者等がより安全で快適な旅行をするための環境整備を推進することを目的としています。

2. 認定制度の狙い

本認定制度の狙いは、①バリアフリー情報の積極的な発信による、高齢者・障がい者の方への情報提供の促進、②ハードだけでは対応できないソフト的な「心のバリアフリー」の取組の促進、③観光庁のウェブサイトや、認定マークを活用した情報発信による、ユニバーサルツーリズムの推進の3点が挙げられます。これらの取組を推進することで、バリアフリー情報の見える化を促進し、ソフト施策の推進によるユニバーサルツーリズムの促進を目指します。

3. 認定対象施設

本認定制度の対象施設は、下表のいずれかに該当している観光施設が対象です。

表1 対象施設

項番	対象施設	説明
1	宿泊施設	旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する営業許可を得ている施設 ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む施設を除く。 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第3項に規定する認定を受けている施設 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項による届出をしている施設
2	飲食店	食品衛生法（昭和22年法律第233号）上の営業許可（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号及び第2号に掲げるものに限る。）を得ている施設
3	観光案内所	日本政府観光局から外国人観光案内所の認定を受けている施設 外国人観光案内所の認定を受けていなくても、観光案内所としての機能を果たしている施設
4	博物館	博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館（登録博物館）及び同法第31条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）

4. 認定基準

本認定制度は、認定基準として①：バリアフリー性能を補完するための措置、②：バリアフリーに関する教育訓練の実施、③：施設のバリアフリー情報の積極的な発信の3つの基準を設けています。

認定基準①：バリアフリー性能を補完するための措置

備品の備付け、貸出等により施設内の段差解消やコミュニケーションの円滑化を図る取組等施設のバリアフリー性能を補完するための措置を3つ以上行い、高齢者、障がい者等が施設を安全かつ円滑に利用できるような工夫を行っていること。

認定基準②：バリアフリーに関する教育訓練の実施

施設の従業員に対し、高齢者、障がい者等へのコミュニケーションやサポートの仕方に関する研修を実施すること等、バリアフリーに関する教育訓練を年に1回以上行っていること。

認定基準③：施設のバリアフリー情報の積極的な発信

自らのウェブサイト以外のウェブサイトで、施設のバリアに関する情報などのバリアフリー情報を、積極的に発信していること。

第3章 申請書類

観光施設における心のバリアフリー認定制度要綱（以下「要綱」という。）第4の観光庁長官が別に定める書類は、下記の1. から3. に掲げる書類とします。

1. 新規申請書（更新の場合は「更新申請書」）

2. 要綱第2に掲げる認定対象施設であることを証する資料

- (1) 要綱第2に掲げる施設のうち1. ①及び2. においては、営業許可証の写し
- (2) 要綱第2に掲げる施設のうち1. ②においては、認定を受けていることが分かる書類等の写し
- (3) 要綱第2に掲げる施設のうち1. ③においては、自治体から発行された通知書等の写し
- (4) 要綱第2に掲げる施設のうち3. においては、活動の実態が分かる資料
- (5) 要綱第2に掲げる施設のうち4. においては、都道府県教育委員会等から発行された通知書等の写し

3. 要綱第3に掲げる認定基準を満たす取組を実施していることが分かる資料

- (1) 要綱第3に掲げる基準のうち1. に該当する取組については、各取組の具体的な内容が分かる写真等の資料
- (2) 要綱第3に掲げる基準のうち2. に該当する取組については、実施した教育訓練の内容や日時が分かる資料
- (3) 要綱第3に掲げる基準のうち3. に該当する取組については、情報掲載先（自らのウェブサイト以外）のURL及び、掲載されているウェブサイト画面等が分かる資料

第4章 新規申請について

認定までの全体的な流れは、①申請書類の作成、②認定申請、③認定通知及び認定施設の公表となります。なお、原則として、申請は通年受け付けます。申請書類に不備がない場合の認定は、原則として申請受付日から30日以内に行うこととしています。

1. 申請書類の作成

(1) 申請書類様式のダウンロード

以下の観光施設における心のバリアフリー認定制度ウェブページ（以下「観光庁ウェブサイト」という。）にアクセスし、申請書類様式をダウンロードしてください。

https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/innovation_00001.html

(2) 申請書類の作成

ダウンロードした申請書類様式を確認し、申請書類を作成してください。記載方法等は、申請書類様式の記載例をご参照ください。必要な添付書類については、第3章をご参照ください。なお、申請書類（添付書類を含む。）は日本語で作成されたものに限ります。

2. 認定申請

(1) 申請書類の提出方法

申請書類は、認定施設の所在地を所管する地方運輸局等の担当課にメールで直接送付してください。担当課は、観光庁ウェブサイトをご参照ください。なお、認定申請の取り下げを行う場合は、申請書類を提出したメールアドレス宛にその旨をメールにてお申し出ください。

(2) 担当者からの問い合わせ

申請書類に不備がある場合は、不備の内容をメールでお知らせしますので、申請書類を修正の上で再申請を行ってください。

3. 認定通知及び認定施設の公表

(1) 認定通知

申請書類に不備がなく、認定が可能となった施設に認定通知書等をメールで送付します。

(2) 認定施設の公表

観光庁ウェブサイトにおいて、認定番号、認定施設名等を公表します。

第5章 認定後の手続きについて

認定施設として認定された後の手続きは、以下のとおりです。なお、以下に記載されている手続きを行う場合は、必要書類を作成後、認定施設の所在地を所管する地方運輸局等の担当課にメールで直接必要書類を送付してください。必要書類の様式は観光庁ウェブサイトからダウンロードしてください。

1. 認定を更新する

認定の有効期間は、当該認定の日（認定の更新を受けた場合にあっては、更新前の認定の有効期間が満了した日の翌日。）から起算して5年とします。認定を更新される場合は、「更新申請書」を作成し、要綱第5の2の有効期間の満了日までに更新申請を行ってください。（有効期間満了日まで30日程度の余裕をもって更新申請を行うことが望ましい。）

2. 認定内容を変更する

要綱第4の規定により提出した書類に変更があった場合は、その日から30日以内に「変更届出書」を提出してください。

3. 廃業等を届け出る、または認定の取消しを申請する

要綱第8の1. から4. までに該当することになった場合は、その日から30日以内に「廃業等届出書」を提出してください。要綱第9の6. の規定に基づき、認定の取消しを申請する場合は、「認定取消申請書」を提出してください。